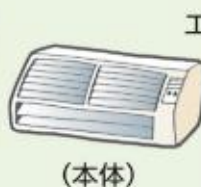


家電リサイクル法対象品



① 「家電リサイクル法対象品」の具体例

- テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（本体・室外機）、洗濯機・衣類乾燥機



② 「家電リサイクル法対象品」の処分方法

ごみ焼却場での処分はできませんので、以下の方法で処分してください。

- まず購入した販売店や買い替えの販売店にご相談ください。
- 販売店での処分が困難な場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、処分する製品と一緒に、指定引取場所へ搬入してください。搬入方法は、ご自身で運搬する、もしくは町に運搬を依頼する(手数料として、1品につき、3,000円が必要)方法があります。

【指定引取場所】日本通運堺支店岸和田流通センター

住所：岸和田市地蔵浜7-6 電話：072-439-2221

ホームページ [RKC](#) [検索](#)

パソコンリサイクル(一部小型家電リサイクル)

① リネットジャパンリサイクルによるパソコン+小型家電リサイクル(小型家電リサイクル法認定事業者)



本町は、小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定・連携し、小型家電リサイクルに取り組んでいます。

具体的には、パソコン本体を含む小型家電を1箱(たてよこ高さの合計が140cm以内で、重さ20kg未満の大きさまで) 無料(小型家電のみの場合や2箱目以降は有料でご利用できます)。

①インターネット又はスマートフォンで申込み。
⇒②箱を用意して箱詰めする。⇒③宅配業者が指定日時に取りに来る。

詳しくは、ホームページでご確認のうえ直接お申し込みください。

なお、インターネットやスマートフォンをご利用できない場合は、FAXでも申込みできます。

ホームページ [リネットジャパンリサイクル](#) [検索](#)



② パソコン(メーカー等による回収)



PCリサイクルマークの付いているパソコンは無料、付いていないものは有料での回収となります。

メーカー出荷時に同梱されていた標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)は同時に回収できますが、別途購入した付属品類は、回収できません。

パソコンは、資源有効利用促進法によりメーカー等に対して回収及び再資源化が義務付けられています。

詳しくは、パソコン3R推進センター電話03-5282-7685へお問合せください。

ホームページ [PC3R](#) [検索](#)